

# インターネット炎上に関するルール作りについて ～よりよいインターネット環境を作るために～

## 1. 問題の所在と研究目的

情報はこれまでテレビなどに代表される少数の報道機関から、不特定多数の人々へと発信されてきた。しかし、インターネットの発達によって報道機関だけでなく、個人も情報を発信することが可能になった。この結果、個人が様々な出来事について意見を表明できるようになり、私たちの生活に変化が生じた。このような変化の一つに、インターネット炎上（以下「炎上」と呼ぶ）と呼ばれる現象がある。これは、インターネット上で人々が団結することで、個人や団体に対して大きな影響を与える現象である。ときには、大企業や有名人に対して炎上が発生し、個人では無視されるような意見に対して疑問を投げかけることに成功している。一方で、炎上は問題も発生させる。特に個人に対して炎上が発生した場合、その被害はその後の人生を左右するものとなることがある。それにも関わらず、炎上に関するルールは存在せず、放置されているのが現状である。このような個人に対する炎上について考え、その枠組み作りの是非を考えるのが本研究の目的である。

## 2. 研究手順・方法

炎上に関するルール作りを行うために、第一章では炎上とはどのようなものかを明らかにする。その上で第二章や第三章前半で、炎上が発生した場合の権利の対立や問題点について考察し、これらを基に第三章後半で炎上に関するルール作りを行うべきか判断した。

## 3. 研究結果

### I. 炎上とは何か

炎上の是非を考察するために、まずは炎上の定義を確認する。その上で炎上の内容について解説する。炎上の定義には諸説あるが、本研究では以下のように定義した。

#### 炎上の定義

- ①炎上はサイバースケードと呼ばれるインターネット上で発生した集団分極化である。
- ②ある人物や集団に対して批判や誹謗中傷が発生し、ある人物や集団のコントロールを外れるものである。

#### 集団分極化

集団分極化とは、ある集団において何度も話し合いを行うことで、偏った意見が発生することである。これには2つの原因が考えられる。1つ目は、集団内の意見が最初から偏っていた場合である。2つ目は、自分や自分の所属している集団を良く思われたいと考え、見栄を張った過激な意見を採用する場合である。このようなことが同じ集団内で繰り返されることで、極端な意見となったものが集団分極化である。以上のような仕組みによって集団分極化が発生する。

### サイバースケード

そして、この集団分極化がインターネット上で発生したものがサイバースケードである。インターネット上では検索エンジンなどの発達により、時や場所を越えて意見を共有できるため集団分極化が発生しやすい。例えば、インターネット上ではメールや掲示板、チャットなどで交流を行えるため、時間や場所を越えて同じ意見の人が会うことができる。このため、集団を作りやすい。そして、このような場では違う意見の人が参加しにくいいため、偏った意見を修正しにくい。以上のような理由により、インターネット上は集団分極化が発生しやすい環境である。

### 日本における炎上の仕組み

炎上の原因についてはいろいろな説が存在するが、私は平井智尚<sup>i</sup>の説が最も有力であると感じた。平井は、2ちゃんねるの文化と若年層の文化が、Twitter や Facebook といったソーシャルネットワークサービス（以下「SNS」と呼ぶ）上で合流することで炎上が発生したとしている。ここでいう若年層とは、中学生や高校生のときから携帯電話を使い、普段の生活の中でインターネットを利用する人たちである。彼らは普段のコミュニケーションをインターネット上で行っており、身内へのちょっとしたいたずらの報告なども SNS を利用している。一方で、2ちゃんねるでは、ある出来事に対して社会批判を伴う悪ふざけを行うことがあり、これは「祭り」と呼ばれていた。さらに、2ちゃんねるの住民は、独自のスラングを持っている。そして、その1つが「リア充」<sup>ii</sup>や「DQN」<sup>iii</sup>、「ゆとり」<sup>iv</sup>である。これらの言葉の多くは、先ほどの若年層が対象となっている。このような若年層の文化と、2ちゃんねるの文化が SNS の普及によって合流した。そして、若年層の文化であるいたずらを、2ちゃんねるの人が発見し、社会批判を伴う悪ふざけを起こしたものが炎上である。そして、SNS は多くの利用者が存在するため、炎上が広く知られるようになった。

## II. 炎上の問題点

炎上が発生した場合、炎上する側の自己責任であると言う人が多い。確かに炎上が発生した場合、未成年の飲酒など炎上する側の問題行為も見られる。しかし、それ以上にインターネットの特殊な仕組みによって炎上は拡大しやすく、炎上する側にとって不利なものとなりやすい。ここでは、炎上させる側と炎上する側の両者について扱うことで、炎上する側が非常に不利であることを明らかにする。

### 炎上させる側の2つの匿名

#### (i) 顔が見えない匿名性（オンライン脱抑制効果）

インターネット上でのやりとりは、基本的に離れた相手に対して文字や音声によって行われる。このことが与える影響について、パトリシア・ウォレスは次のように述べている。

人はインターネット上で抑制解除を経験する。またネットでは物理的に隔てられ、説明責任が軽いため、不本意で厄介な結末を気にすることもなく、対面では用いないような極端な報復方法を選びがちである（パトリシア・ウォレス 2001:151）<sup>v</sup>。

このように、顔の見えない状況において人は攻撃的な行動をとりやすい傾向にある。

## **(ii) 集団による匿名性（集団の没個性化）**

次に、集団が発生することで生じる匿名性について扱う。人は、集団が発生することで衝動的な行動をとりやすくなる。なぜなら、集団の中にいることで、他人の評価を気にせず行動できるようになるからである。

この結果、周囲の行動的な人の行為が感染し、非合理で情動的な活動にも従うようになる。これは、デモに参加した人が暴動を起こす例などがわかりやすい。

炎上が発生した場合、これら 2 つの匿名性が同時に発生している。なぜなら、炎上は①遠くにいる相手に対して、②集団による大量の批判や誹謗中傷が発生する行為だからである。このため、炎上させる側は衝動的で攻撃的な行動を取ることが多い。以上のような行動に対して炎上する側は、少数で対応する必要があり、非常に不利な環境にあると言える。

### **炎上する側に不利な環境**

#### **(i) 国境を越える複雑な権利関係**

これまで、多くの法律は国内で起きた事件を国内の法律で対処してきた。しかし、インターネットが発達することで、多くの人々が国境を越えたやりとりを行えるようになった。この結果、国境を越えた問題が発生するようになり、法的な手続きが複雑になった。炎上の場合も同様である。特に大変な例として、次のようなものが考えられる。

例：炎上が発生し、ドイツ在住の A さんが日本在住の B さんに対して 2 ちゃんねる上で誹謗中傷を行った。なお、2 ちゃんねるの本社はシンガポールに存在し、情報を保管するサーバーはアメリカに存在する。

このような状況で炎上する側は、どのような対応をとればよいか非常にわかりづらい。他にも、①どの国の法で対応すべきなのかわかりにくい、②裁判を行ったとしても、被告が出廷しない場合もある、③炎上させる側に法的な手段が取られたことを確認することが難しい、といった問題が発生する。

#### **(ii) 費用の問題**

個人の手でインターネット上に書き込まれた情報を削除することは非常に難しい。炎上が発生した場合、個人が批判や誹謗中傷を削除するための申請を行っても受理されることは多くない。このため弁護士を通して削除申請を行うが、その費用が非常に大きなものとなる。加えて、裁判を起こした場合、費用だけでなく時間もかかってしまう場合がある。一方で、炎上させる側は、気楽に批判や誹謗中傷を行うことができる。もちろん、名誉毀損や侮辱罪で訴えられることはあるが、ほとんどの人は起訴されない。

#### **(iii) 炎上に関する情報が半永久的に残る問題**

炎上が発生した場合、その情報は半永久的に保存される。そして、名前を検索される度

にこの情報が取得される。このような事態は、炎上を経験した人にとって好ましくない状況である。特に、若い人ほど炎上した事実と長い間向かい合わなくてはならない。

以上のように、炎上させる側は過激な行動をとりやすくなる一方で、炎上する側は非常に不利な環境にある。このため、例えば炎上する側が違法行為を行っていたとしても、炎上する側の行為と炎上させる側の行動は分けて判断するべきである。そして、炎上する側が少々の違法行為を行った場合でも、炎上させる側からは保護されるべきである。

### Ⅲ. 炎上における権利の対立

次に、法的な観点からも炎上させる側に正当性があるのかを分析する。ここでは、炎上が発生した場合、最も多く見られる現象である炎上させる側が知る権利を行使し、炎上する側の個人情報を入手しようとする場合について考える。

#### 炎上させる側の知る権利

私はいくつかの炎上を見てきたが、炎上させる側の多くが炎上する人に対して知る権利を行使できると考えている。しかし、実際は間違いである。なぜなら、知る権利は国民が主権在民の立場から政治に関する情報などを知るための権利だからである。つまり、知る権利は公的機関に対して情報開示を行うための権利であり、個人の情報を知るための権利ではないのである。以上のような理由から、政治家や公務員などの政治にかかわる人物を除き、炎上が発生した際、個人に対して知る権利を行使することはできない。もし、炎上する側が違法行為を行っていた場合でも、ほとんどが政治に関する情報ではないため、知る権利を行使できないと考える。

#### 炎上する側のプライバシーの権利

さらに、炎上する側にはプライバシーの権利が存在する。プライバシーの権利は大きくわけて2種類存在すると考えられている。1つ目は、一人にしておいてもらう権利である。これは、他人に知られたくない私事を知られないようにする権利である。2つ目は、自己情報管理権と呼ばれる権利である。これは、1つ目のプライバシーの権利が拡大したもので、自分の情報は自分のものであるという考えである。この立場を基に、自分の知られたくない情報を、知られたくない人に知られない権利が存在する。

以上のように、知る権利とプライバシーの権利の2つの観点から、炎上に関する法的な問題を分析した。ここまでの内容を基に、炎上させる側の知る権利と炎上させる側のプライバシーの権利の対立について考察する。

#### 炎上させる側の知る権利と炎上する側のプライバシーの権利の対立

炎上が発生した場合、炎上させる側は政治的な内容ならば知る権利を行使することができる。しかし、個人の炎上に関する情報はほとんどの場合、政治的な内容を含まない。このため、炎上させる側は炎上する側の情報を知ることはできないと考える。加えて、炎上する側の立場から見ても自己情報管理権の立場から、知られたくない人に、知られたくない

い情報を、知られない権利が存在する。これは、仮に炎上する側が少々の違法行為を行っていても同様である。

#### IV. 炎上に関するルール作り

これまでの内容から、私は個人に対する炎上は行き過ぎた私的な制裁であると考え。そして、仮に炎上する側が違法行為を行っていたとしても、制裁を行うのは炎上させる側ではなく、裁判所などの公的機関によって冷静な判断が行われるべきであると考え。このため、炎上する側を守るためのルールを作るべきである。その具体的な方法として、生貝は直接規制・自主規制・共同規制の3つの手段があると述べている<sup>vi</sup>。これらには、次のような特徴がある。

##### 直接規制

生貝によると直接規制とは、「関係者が従うべき目的とルール（プロセスや企業に対する特定の要求を含む）が法律や政府、規制者によって定義されており、公的機関によるエンフォースメントが担保されている」である。直接規制には、包括的な拘束力のあるルール作りを行えると言った特徴が存在する。一方で、一度作ってしまったルールの変更が難しく、環境に合わないまま放置されてしまう場合もある。

##### 自主規制

次に、自主規制とは「政府や規制機関による正式の監督なしに、産業界が集合的に市民・消費者問題およびその他の規制方針に対応する解決策を管理している。合意されたルールに関する事前の明確な法的補強措置は存在しない（ただし当該分野の事業者に対する一般的な義務規定は適用される）」である。自主規制は状況に沿ったルール作りを行いやすい。反面、作られたルールが民主的な手続きを経由せずに行われたり、企業の利益目的のものであるといった問題が存在する。

##### 共同規制

最後に、共同規制とは、「自主規制と法的規制の両方により構成されるスキームであり、公的機関と産業界が、特定の問題に対する解決策を共同で管理している。責任分担の方法は多様だが、典型的には政府や規制機関は求められた目的を達成するために必要な補強力を保持している」である。共同規制は直接規制と自主規制の両者のメリットをうまく取っている。例えば、状況にあったルールを民間で作成し、公的機関がその認証を行うことで素早く、効果のあるルールを作ることができる。一方で、共同規制は効果のあるコントロールポイントと呼ばれる場所でルールを作らなかった場合、規制の効果が限定的で、期待と違ったものになるという課題がある。例えば、携帯電話に何らかの共同規制を行う場合、国内で携帯電話を製造しているメーカーは多くあるため、携帯電話会社と共同規制を行うのは効果的ではない。携帯電話に関してはNTTドコモ、ソフトバンク、KDDIの通信業者3社と共同規制を行えば、包括的なルール作りを行うことができる。

以上のような仕組みに基づき以下のようなルールを作るべきと私は考える。

### 炎上に関するルール

- ①炎上が違法行為であるという法律を作る。(直接規制)
- ②炎上した事実などを忘れられる権利を設ける。(直接規制)
- ③民間企業と公的機関が協力する炎上が拡大しないようなシステムを作る。

以上の3点が炎上を予防し、炎上する側の被害拡大を防ぐために必要なルールであると考えられる。①は多くの人の炎上に対する意識を変えるためにこのようなルールが必要だと考えた。多くの人が炎上が個人に与える被害の大きさに気づいていない。まずは、このような認識を改め、炎上は良くないことであるということを広めるためのルールが必要である。②は、炎上した事実が半永久的に残ることで就職などに不利になる場合がある。自己情報管理権の立場からこのような情報を削除できるようにすべきである。③は、炎上が発生した場合、多くの人が急激なアクセスを行っているため管理会社は炎上が発生していることに気づくことが出来るだろう。このような異常を発見次第、公的機関に連絡するシステムを作るべきと考える。そして、公的機関が介入することで炎上の被害拡大を防ぐことが出来るだろう。このようなシステムを共同規制で作るべきである。また、自主規制として、長期に渡って利用されていないIDなどを削除するべきである。

#### 4. まとめ

これまでの研究では炎上のメカニズムを分析するものは多く見られたが、炎上の法的関係に具体的に踏み込んだ研究はあまり見られなかった。本研究は、炎上の権利関係について考察した点で一定の役割を果たすことができたと思う。一方で、インターネットは日々変化しており、炎上に関する環境も2014年末から急激な変化が起った。それは、Youtubeやニコニコ動画といった、これまでとは異なる環境で炎上が発生するようになったのである。今後はSNSだけでなく、このようなサービスを視野に入れたルール作りを行う必要があるだろう。

- 
- i 平井智尚 (2012)「なぜウェブで炎上が発生するのか：日本のウェブ文化を手がかりとして」『情報通信学会誌』29(4), 61-71 頁, 2012-03-25 公益財団法人情報通信学会
  - ii 「リアル（現実の生活）が充実している」の略。ブログやSNSなどを通じた関係ではなく、実社会における人間関係や趣味活動を楽しんでいること。
  - iii 非常識な行動や周囲の迷惑を顧みない行動をする者をいう俗語。
  - iv 2ちゃんねるにおいてはゆとり世代に対して、彼らの行動をからかうためにこの言葉が用いられることが多い。
  - v Patricia Wallace (2001), *The Psychology of the Internet*. Cambridge University Press. パトリシア・ウォレス (2001)『インターネットの心理学』(川浦康至、貝塚泉訳) NTT 出版
  - vi 生貝直人 (2011)『情報社会と共同規制 インターネット政策の国際比較制度研究』勁草書房